

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージでは「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされ、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 現場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの『見える化』を行っていること

処遇改善等各加算の算定状況

社会福祉法人函館仁愛会の各事業所の加算算定状況は以下のとおりです。

～ 介護保険事業 ～	～ 障害者支援事業 ～
<ul style="list-style-type: none">・ 福寿荘さくら館・ 短期入所生活介護事業所福寿荘さくら館・ 特別養護老人ホーム福寿荘	<ul style="list-style-type: none">・ 函館リハビリセンター（入所支援）・ 函館リハビリセンター（生活介護）・ 函館リハビリセンター（短期入所）・ 結
平成24年 4月 1日～ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	平成24年 4月 1日～ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
令和 2年 4月 1日～ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	令和 2年 4月 1日～ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

『見える化』要件とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表システムや事業所が運営するホームページ等にて、外部から見える形で公表することを意味しています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	法人の取り組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<p>《障害者支援事業》</p> <p>資格取得支援を促進し、介護福祉士の受験料の全額補助、実務者研修・受験日の特別休暇の付与、受験日等の勤務シフトの考慮等を行い受験しやすい環境を整えている。</p>
	内部研修を積極的に実施すると共に外部研修に参加できる気概を増やし、スキル・能力・専門性を習得することができるような体制を整える。	<p>《介護保険事業》</p> <p>各種委員会が主催とした内部研修・勉強会や各種資料・テキストの配布を行っている。 また、外部研修参加を推進し、研修等への出張派遣のほか、外部研修の案内文書の掲示・回覧を行い自己啓発の支援を行っている。</p>
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセス可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	<p>《介護保険事業》</p> <p>介護ソフトの活用及びタブレットシステムの導入により、利用者個々の適切な情報把握・情報共有が容易となり時間効率の向上と、業務記録等の介護職員の事務負担軽減を行っている。</p>
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	年次腰椎健康診断、移乗補助具としてラックス・移乗ボード等を導入し負担軽減を行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断、ストレスチェックの実施。 職員休憩室のほか、喫煙所を整備し分煙スペースを確保している。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を推奨している。